

生駒市法令遵守委員会

平成21年度第3回会議次第

日 時 平成21年8月3日（月）

午前9時30分から

場 所 生駒市役所4階 401会議室

1 神戸市視察報告

2 要望等記録制度の運用方法について

（要望等記録の件数が減少

→将来、制度が形骸化してしまう懸念）

（1）様式について

現行の様式は、その記入にかなり手間と時間がかかるとの意見が意見交換会の中でも寄せられている。また、事務局における取りまとめについてもかなりの手間と時間がかかっている。

◆対応方策：簡略形の様式を検討する。

（2）記録対象事象の検討

案件によって記録すべき案件か悩ましい場合がある、との意見は昨年度の調査（第1回）以降、調査、意見交換会、日常の事務局への問い合わせで多く聞かれる課題である。

◆対応方策①：各部署で判断基準を定めてもらう

記録対象事象のガイドライン的なルールを作ってもらう。

◆対応方策②：委員会（事務局）で判断基準を定める

各部署の要望等の状況を詳細に調査した上で、現行のマニュアルをより詳細にしたようなイメージのものを作成し配布する。

(3) 幹部の意識改革

(4) 庁内体制の整備

各部から1名程度メンバーを選出し、各部署で抱えている問題や課題等について、委員と職員が密に意見交換できる体制の整備を行うことも考えられる。

(なお、詳細については今後検討する。)

(5) 記録を公表することについて

本市の制度では内容まで公表することになっているが、一番のネックは公表することと思われる。今後の業務に支障を来すことを懸念する声も意見交換会等で聞かれたように、公表することによって、不利益を受けないことは法的・制度的には補償されているが、実際に対応するのは人と人であるため、法律や制度だけでは片づけられない問題か。

◆対応方策：今後検討する必要がある。

(6) 件数について

3 公職者からの要望について

実施時期について検討し、しかるべき時期に実施する。

4 今年度の調査について

5 その他

(1) 委員会の進め方

次回以降、毎月の要望等記録の報告は件数のみとし、特に委員会において協議が必要と思われる案件のみ内容の説明を行う。

(2) その他事務局としての課題

- ・ 要望等記録の取りまとめ事務について
- ・ クレーマー対応について

平成21年度第3回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成21年8月3日(月) 午前9時30分～午後0時35分

場所 生駒市役所 401会議室(4階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員

(事務局) 中田企画財政部長

坂野監査委員事務局長、三原監査委員事務局局長補佐

渡辺監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

資料の紹介

2 案件

- (1) 神戸市への視察について
- (2) 法令遵守推進制度に係る検討課題について
- (3) その他について

案件(1) 神戸市への視察について

事務局報告

7月23日に比山委員長及び事務局で、神戸市行財政局行政監察部監察室を訪問・視察を行った。概要は次のとおり。

- ・神戸市の条例・制度は、市議会議員が関与する事件直後に策定されたこともあり、市議会議員からの反発はなく、職員にも問題なく定着した。
- ・神戸市では市議会議員の「議会活動」については記録・報告の対象外だが、マスコミから取材攻勢があり、市議会議員が萎縮してしまったことがあった。
- ・神戸市においては、要望等の記録は「公開」であり、市民等が内容を知るには公文書開示請求しなければならない。
- ・職員に対する研修は、新規に管理職になった者に対して実施している。さらに、「コンプライアンス推進責任者」である各所属長が、定期的に所属の課員に対し研修を行っている。

委員意見

- 「議員活動については対象としない」という神戸市の取扱いは、条例にそのような規定はなく、行政として、法令に基づかない取扱いをするのは良くない。
- コンプライアンス条例は正当な議員活動を阻害するものではないという理由による取扱い

とのことだが、議員活動を阻害するか否かということと、記録するか否かということは全く関係がない。この取扱いは条例の解釈上難しく、本委員会としては採用できない。

- 議会の会期中は事務量を勘案して簡略化しているというのが解釈上の限界であろう。そのためにも記録の簡略化が有効なのではないだろうか。
- 本市の場合、記録の概要を「公表」するため簡略化が難しく、それが事務的負担となり制度が定着していないということであれば、運用を改めればよい。記録の公表が主目的ではなく、記録制度の定着が重要である。
- 制度の定着を図るため、記録の簡略化や記録の基準について、現在の運用を激変させるということではなく、各部のヒアリングも行いながら考えていきたい。

案件(2) 法令遵守推進制度に係る検討課題について 事務局説明

委員意見

- 記録の件数が少ないのは、そもそも記録すべき事項がないのか確認が必要である。仮に記録を不当要求だけに限定しているということであれば件数が少ないのは当然といえるが、本制度は、不当要求だけが記録対象ではない。
- 本市においては、新病院の開設について市民も関心があるようであり、問い合わせ等があると思うが全然挙がってきていないので、担当者に実情を聴きたい。
- 今回の会議では、制度の運用に係る問題については整理されたことから、次の段階としてはそのプロセスが重要となってくる。部長級職員との意見交換の実施に加え、調査と並行して現場の情報・状況を聴きながら庁内体制の整備等を図りたい。
- 本年度の調査は、福祉健康部と建設部を対象とする。『来訪・電話記録簿』は昨年の様式を少し修正して実施する。質問の原案については8月中旬までに送付する。
- 記録の例外として、条例第7条第2号の「他の法令又は制度において内容を記録することとされている」ものはどのようなものがあるのか、委員会として把握しておく必要がある。各部局に照会し、別の記録がある案件について報告してもらいたい。

案件(3) その他について

- 次回の委員会は、10月7日(水)の午後2時から開催する。その際、『来訪・電話記録簿』を集計した結果を事務局から提示し、ヒアリングについては10月16日(金)午後2時から行うこととする。